

# 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

新設証券会社、投資事業体等で CRS 対応が必要となる時期

2020年5月11日

CRS において、報告金融機関に該当する基準日や要件は、その業種により異なる。預金機関や保険会社は営業開始時点から報告金融機関となるため営業開始前に実特法対応の準備を行う必要があるが、証券会社などの保管機関、投資運用業や投資事業有限責任組合、匿名組合などの投資事業体は、営業開始後に一定の要件を満たした上で報告金融機関となるため、新設の証券会社や投資事業体については、いつから報告金融機関に該当するのかを確認した上で、法令に準拠し得る事務手続の改訂等準備を行う必要がある。

### 1. 保管機関・投資事業体が報告金融機関に該当するため の要件

保管機関や投資事業体(その財産の運用を金融商品取引業者等又は特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限定)が報告金融機関等に該当するには、2011年1月1日以後に開始する事業年度のうち、連続する3事業年度において、次に掲げる要件のいずれかを満たす必要がある。(保管機関:①又は②、投資事業体③)

- ① 総収入金額のうち、信託契約の締結、社債等の振替口座の開設、金銭又は有価証券の預託にかかる契約に基づき、金銭や有価証券の保管・管理業務から得る収入額の占める割合が20%以上であること
- ② 総収入金額のうち、有価証券の売買・引受け・募集・媒介 などの金融商品取引業及び商品先物取引業から得る収 入額の占める割合が50%以上であること
- ③ 収入金額の合計額のうち有価証券又はデリバティブ取引 に関する収入金額の占める割合が 50%以上であること

上記のいずれかを満たした場合、最初に満たした期間の末日から2年を経過した日の属する年の12月31日の翌日から報告金融機関等に該当する。例えば、2015年9月から営業を開始した新設の証券会社(3月末決算)は、2016年3月末、2017年3月末、2018年3月末の3事業年度の所得が上記①又は②のいずれかの要件を満たしていれば、2021年1月1日より報告金融機関となる。

## 2. 報告金融機関に該当した場合の対応事項

前記の例の場合では、2021年1月1日から報告金融機関に該当することから、CRS制度に基づき、1月1日以降は顧客からの各種届出書の徴求及び居住地国の確認、国税庁への報告事項の提供、記録の作成及び保管が求められる。そのため、報告金融機関に該当する日より少なくとも数カ月前から、届出書の準備や口座開設時の事務手続の変更、システム構築の検討等を含めて準備をはじめるのが望ましい。

さらに、この場合では 2021 年 1 月 1 日以降に口座を開設する場合には、必ず、居住地国等法令で定められた要件を満たす届出書を受領し、口座開設者等の居住地国を記録していくこととなるが、既に、2015 年から営業を開始していることから、2020 年 12 月末までに開設された口座については、CRS 上の既存口座として、個人の口座で 2020 年末時点の名寄せ後の残高が 1 億円超の場合には、2021 年 12 月 30 日までに、その他の既存口座については、2022 年 12 月 30 日までに特定手続の実施が必要となるため留意されたい。

# おわりに

2015 年以降、銀行の系列証券会社やスマホ証券会社等の新規設立が多くみられているため、これから CRS 対応が求められる証券会社は今一度報告金融機関の要件や該当日を確認いただきたい。また、投資事業有限責任組合や匿名組合等の投資事業体においては、CRS 対応が必要となることを認識されていないケースもあり、法令違反となることがないよう、制度を理解した上で、適切な対応が求められる。

デロイトトーマツ税理士法人では、報告金融機関の該当性判定や、事務要領・届出書のひな形等の提供、CRSに係る年次報告データの代理作成等、CRSに関する様々なサービスを提供している。また、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容の他、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

#### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。 www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

#### 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohmatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社並びにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッ コンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマッコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内的 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト(www.deloitte.com/p) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンブール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500®の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトゥシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税 理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。 責社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の 決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

#### Member of

#### **Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

 $\ensuremath{\text{@}}$  2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.





IS 669126 / ISO 27001